

防災協力農地制度の

取り組み



Q

防災協力農地とは？

A

農地所有者の方のご協力により、大地震等の災害が起きた時に、農地の持つ「防災」機能を活かし、農地を防災空間として保全・活用することを目的として平成14年に創設されました。この制度には、防災上の目的以外にも、農地の持つ農産物生産以外の役割を近隣住民の皆さんに理解してもらい、都市と農業の共存に役立てようというねらいがあります。

活用方法



災害発生

発災直後の
緊急的使用

一時避難場所として
使用する場合

緊急性が高いため
所有者の承諾なしで使用できます



使用後に、損失の保証と
現状への復旧を実施します

災害復旧の
ときに使用

復旧対策用地 または
仮設住宅建設用地として使用する場合

市から所有者に連絡し、
所有者の承諾を得てから使用できます

看板設置(目印)

防災協力農地には、右記
のとおり目印となる看板が
設置されています。



お近くの
防災協力農地の
検索はこちら



申請等に
ついてはこちら



▶ 防災協力農地の要件

- ✓ 普通畑で建物が建っていないこと。
- ✓ 危険物、浸水や崖くずれ等による二次災害の恐れがないこと
- ✓ ほぼ整形で、土地に高低差がないこと
- ✓ 農業用以外の道路や水路に分断されていないこと
- ✓ 面積3,000㎡以上(他の人の農地と合わせてでも可)
- ✓ 幅4m以上の道路に接続していること
- ✓ 相当程度の進入路がある(敷地外周の1/7以上が道路に接しているか、二方向以上の出入口がある)こと
- ✓ 自作地であること



※すべてを満たす必要があります

お問い合わせ 柏市役所農政課

▶ TEL.04-7167-1143